



岡情審査第67号

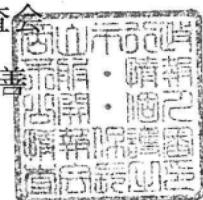
平成29年12月1日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会長

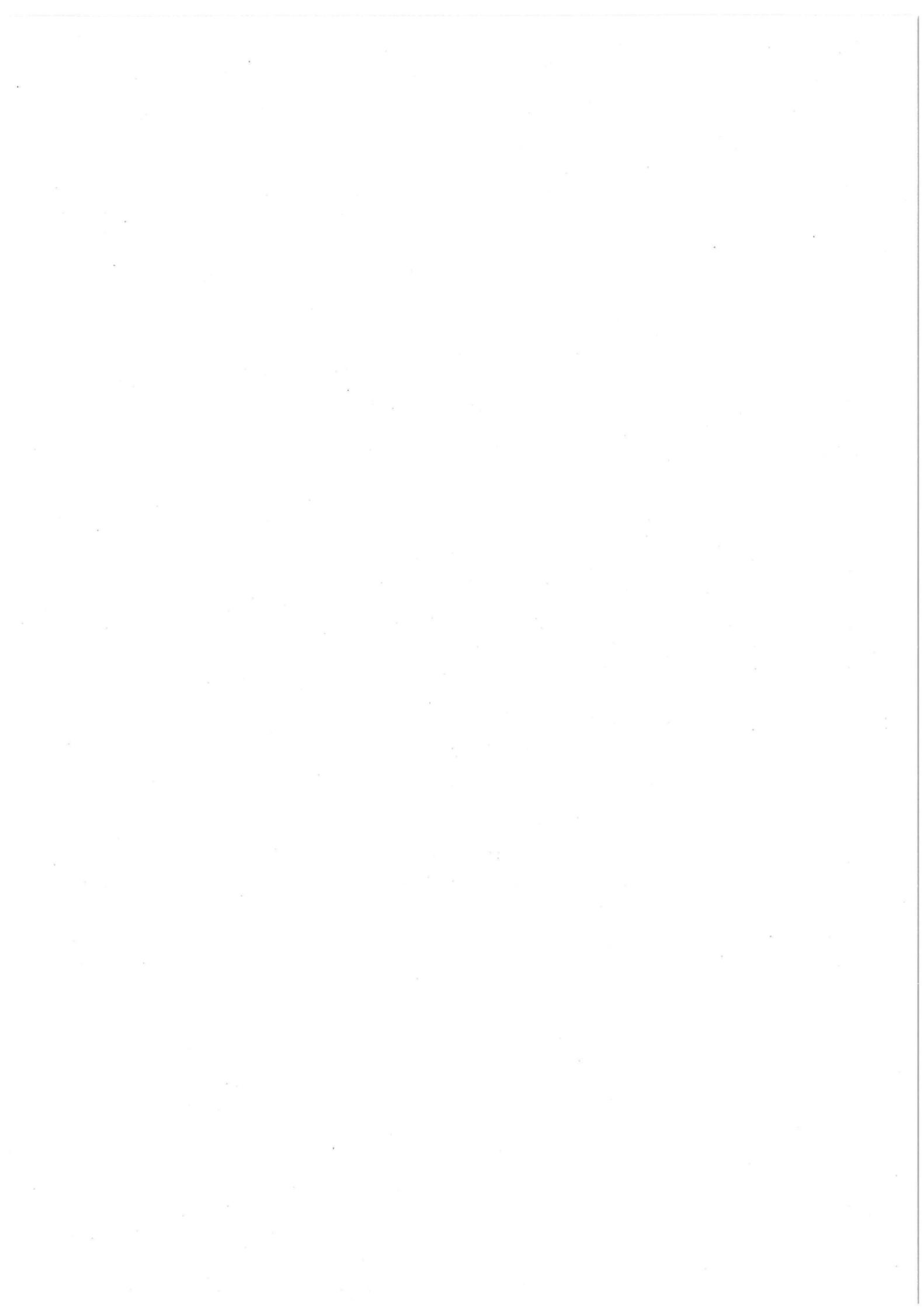
小山正善



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年4月12日付け岡財第29-1号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

2016年9月～10月期の「資格証」「短期証」「差押え」の結果（所得種別がわかる資料）等の公文書開示請求に対して、一部開示とした決定に対する審査請求についての諮問



別 紙
答申第122号

第1 審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮詢の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成29年2月14日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、2016年9月～10月期の「国保料の納付相談」結果について、相談年月日、相談内容、その結果（以下「本件公文書A」という。）並びに2016年9月～10月期の「資格証」、「短期証」及び「差押え」の結果（所得種別がわかる資料）（以下「本件公文書B」という。）について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 本件請求に対し、実施機関は、同年2月28日付けで、本件公文書A及び公文書Bについて、次に掲げる部分が非開示理由に該当するとして一部開示決定を行った。
 - (1) 本件公文書Aについて、氏名、住所等は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第5条第1号に規定する個人情報に該当する。また相談内容は、開示することにより当該事務又は事業（国保料滞納整理事務）の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条第4号に規定する事務事業執行情報に該当する。
 - (2) 本件公文書Aのうち相談結果及び本件公文書Bについては、作成しておらず不存在である。
- 3 上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、同年3月23日付けで本件公文書Bについての非開示決定に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、同年4月12日付けで、本件審査請求の取扱いについて、

条例第16条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

1 請求人の主張要旨

国民健康保険加入者の個々人のデータは、市保有のパソコン内に詳しく記録されている。このため、公文書Bが現に不存在であるとしても、必要な範囲でデータを抽出することにより、2016年9月～10月期の「資格証」、「短期証」及び「差押え」に係る該当者の所得種別を記したものを作成し、開示することは十分可能である。

2 実施機関の主張要旨

通常の被保険者証から、短期証・資格証に変更する際は、滞納の期間、滞納に至った事情、納付状況等を考慮して決定しており、個人の所得種別は判断材料としていない。また差押えについては、滞納者の納付能力の判定、財産の有無やその財産に関する権利関係・換価価値等について財産調査を実施したうえで行っており、現在のところ、差押えをした滞納者と所得種別を全体として関連付けして抽出するプログラムはない。

以上のことから、所得種別を記録した本件公文書Bについては、業務に必要がないため作成しておらず存在である。

第4 審査会の判断

請求人と実施機関との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のことおり判断する。

1 本件公文書Bの不存在について

開示請求の対象となる公文書については、条例第2条第2号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定されている。

同号の公文書に係る情報は、実施機関が現に保有し、社会通念上速やかに開示できるものを意味しているのであって、情報開示を請求する者の要

請に応じ、新たなプログラムを組むことにより抽出できるようになる情報は含まれていないと解すべきである。

実施機関は、滞納者の所得種別に係る情報については、資格証及び短期証への変更を行うに際しての判断材料としていないため、本件公文書Bは作成していないとしている。また差押えを行うに際しては、当該滞納者についての財産調査は行うものの、所得種別には関係なく行うものであることから、所得種別を関連付けて抽出することのできるプログラムは有しておらず、本件公文書Bは作成していないとしている。

本件公文書Bの作成に係る実施機関の主張については、特段不合理な点は認められない。

以上のことから、本件公文書Bに係る本件請求に対し、実施機関が不存在を理由として行った非開示決定は妥当である。

2 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月12日	諮詢書の収受
平成29年 5月11日	請求人側意見書の収受
平成29年 6月19日	審議
平成29年 7月24日	審議
平成29年 9月28日	審議
平成29年10月20日	審議
平成29年12月 1日	答申